

記入例（報告書全体）

様式第3（第52条関係）

第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書

○年 ○月 ○日

長野県知事 殿

住所、氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）及び登録番号を記入してください。

（郵便番号） ○○○-○○○○
 住 所 長野県△△△△
 □□□□株式会社
 氏 名 代表取締役 ○○○○
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号 △△△-△△△△-△△△△
 登録番号 2010XXX

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第47条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。
 （抜粋）

CFC						
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
①充填した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
②回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
③年度当初に保管していた量					kg	kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					kg	kg
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑧年度末に保管していた量					kg	kg

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
		台	台

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 原則として、②+③=④+⑤+⑥+⑦+⑧、⑩+⑪=⑫+⑬+⑭+⑮+⑯、⑰+⑱=⑲+⑳+㉑+㉒+㉓+㉔となるようにすること。
 - 3 第49条第2号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

数量の記入にあたっては、別紙「記入例（報告書一部拡大）」をご覧ください。

記入例（報告書一部拡大）

ここでは例としてCFC欄を掲載していますが、HCFC欄、HFC欄についても同様に記入してください。

（フロン類の種類については別紙参考2を参照）

CFC

	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数※1	2 台	3 台	3 台	2 台	2 台	5 台
①充填した量※1	5 kg	9 kg	3 kg	4 kg	8 kg	13 kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数※1	3 台	4 台	0 台	5 台	3 台	9 台
②回収した量※1	9 kg	20.3 kg	0 kg	210 kg	9 kg	230.3 kg
③年度当初に保管していた量※2					0 kg	5 kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量※3					0 kg	6 kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量※3					0 kg	24 kg
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量※4					5 kg	50 kg
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量※5					4 kg	100 kg
⑧年度末に保管していた量※6					0 kg	55.3 kg

注意 引渡し先の業者が「複数の許可又は認定を持つ場合」の記載に注意（別紙参考3を参照）

法第41条の規定によりフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種特定製品の台数※7	(1) エアコンディショナー	(2) 冷蔵機器及び冷凍機器	(3) 合計
		2 台	0 台

※1 年度内に第一種特定製品の整備・廃棄等を行った際における、充填及び回収した製品台数・量を記入。

設置 : 機器の設置時にフロン類を充填した場合。

設置以外 : 整備時など、機器の設置時以外の際にフロン類を充填した場合。

廃棄等 : 部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に機器を譲渡する場合も含む。

※2 年度当初に、保管していた量を記入。前年度報告書⑧の値と一致します。

※3 年度中に第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に直接引き渡した量を記入。

※4 年度中に自ら再生し、充填した量を記入。

※5 別紙参考1を参照

※6 年度末に、保管している量を記入。

注意 (②+③) = (④+⑤+⑥+⑦+⑧) となることを確認してください。

記入例の場合

整備 $9\text{ kg} + 0\text{ kg} = 0\text{ kg} + 0\text{ kg} + 5\text{ kg} + 4\text{ kg} + 0\text{ kg} = 9\text{ kg}$

廃棄等 $230.3\text{ kg} + 5\text{ kg} = 6\text{ kg} + 24\text{ kg} + 50\text{ kg} + 100\text{ kg} + 55.3\text{ kg} = 235.3\text{ kg}$

※7 年度中に交付した確認証明書に基づき台数を記入。

参 考 1

* 「第49条第1号に規定する者に引き渡した量」について

～ 「第49条第1号に規定する者」とは ～

第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県知事が認めた者のことを指します。

長野県では、長野県冷凍空調設備協会 が該当します。

＜引取拠点は以下のとおりです＞

- ・ 南信地区フロン回収管理センター
(飯田市大瀬木50-1 名光機器株式会社飯田営業所内)
- ・ 中信地区フロン回収管理センター
(松本市野溝西2-2-20 名光機器株式会社松本営業所内)
- ・ 東北信地区フロン回収管理センター
(長野市大字大豆島字河原5775-1 名光機器株式会社長野営業所内)
- ・ 東北信地区フロン回収管理センター
(長野市中越1-1-1 岡谷酸素株式会社長野支店内)
- ・ 東北信地区フロン回収管理センター
(長野市松岡2-25-7 信州フロン株式会社内)

フロン排出抑制法施行規則第49条では（第一種フロン類充填回収業者の引渡し義務の例外）として、上記の者に引き渡す場合を主務省令に定めています。

＜フロン排出抑制法（抜粋）＞

第46条第1項

第一種フロン類充填回収業者は、第三十九条第一項ただし書の規定により第一種特定製品に係るフロン類を回収した場合において第三十七条第一項ただし書の規定により当該フロン類のうちに再び当該第一種特定製品に冷媒として充填したもの以外のあるとき、又は第三十九条第五項若しくは第四十四条第一項の規定によりフロン類を引き取ったときは、第五十条第一項ただし書の規定により自ら当該フロン類の再生をする場合その他主務省令で定める場合を除き、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければならない。

＜フロン排出抑制法施行規則（抜粋）＞

第49条

法第46条第一項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者であって、かつ、次に掲げる要件のすべてに該当するものとして都道府県知事が認めるものに引き渡す場合

参 考 2

【主なフロン名（冷媒番号）とフロン類の種類】

フロン類の種類	CFC	HCFC	HFC
フロン名 (冷媒番号)	R 1 1	R 1 2 3	R 2 3
	R 1 2	R 1 2 6	R 3 2
	R 1 1 3	R 2 2	R 1 2 6
	R 1 1 4	R 4 0 1 A	R 1 3 4 a
	R 1 1 5	R 4 0 2 A	R 1 4 3 a
	R 1 3	R 4 0 3 A	R 4 0 4 A
	R 5 0 0	R 4 0 5 A	R 4 0 7 C
	R 5 0 1	R 4 0 6 A	R 4 0 7 E
	R 5 0 2	R 4 0 8 A	R 4 1 0 A
	R 5 0 3	R 4 0 9 A	R 5 0 7 A
	R 5 0 5	R 4 1 1 A	R 5 0 8 A
	R 5 0 6	R 4 1 2 A	
		R 5 0 9 A	

*** フロン類の引き渡し先の業者（第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者及び省令49条業者）の区分を確認のうえ、適切な欄に記載するよう注意しましょう**

第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者及び省令49条業者の中には、これらの許可又は認定を複数持つ者が存在するため、第一種フロン類充填回収業者からこれらの業者にフロン類の引渡し（引取り）が行われる際、法令上のいずれの位置付けの者として引き渡したか（引き取ったか）を確認し、報告書（様式第3）上の各々の業者区分に対応する欄に記載をすることが、正しい報告を行うために重要となります。

- ・ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量 → 報告書記載欄の④、⑫、⑳に該当
- ・ フロン類破壊業者に引き渡した量 → 報告書記載欄の⑤、⑬、㉑に該当
- ・ 第49条第1号に規定する者に引き渡した量 → 報告書記載欄の⑦、⑮、㉓に該当

「引き渡した者（本報告の報告者である第一種フロン類充填回収業者）」と「引き取った者」の間で、法令上のいずれの位置付けの者に引き渡したのかについて、双方の認識に齟齬がないよう、引き取った者から交付された証明書を確認すること等により、適切な欄に記載し報告するよう注意してください。

【事例】 双方の認識の齟齬により誤った報告内容がなされてしまうケース

第一種フロン類充填回収業者Aが、フロン類破壊業者許可と省令49条業者認定の両方を持つ者Bにフロン類を引き渡した際、Aは「フロン類破壊業者」に引き渡したとして記録・報告したが、Bは「省令49条業者」として引き取った者として記録・報告した。 ⇒ **×（報告内容が不一致）**

A
第一種フロン類充填回収業者



Bは「フロン類破壊業者」者だな。フロン類を引き渡そう。

B
フロン類破壊業許可あり
省令49条業者認定あり



「省令49条業者」としてAからフロン類を引き取ったぞ。

A・B間に認識の齟齬あり